

価額競争の実施方法に関する 詳細事項の論点整理について(案)

令和 7 年 9 月 3 日
総務省
移動通信課

目次

前回会合のオークション方式の選択に関する論点整理(案) P 2

価額競争の実施方法に関する詳細事項の論点整理(案)

1. 競上げ方式(指値方式/時計方式) P 6

2. 各ラウンドにおける競り上げ幅 P 1 1

3. 競り上げ中の暫定落札の撤回 P 1 5

4. 積極的な入札行動を促すための措置(活動ルール) P 1 9

5. 談合等の競争阻害的な行動を抑止するためのルール P 2 3

前回会合のオークション方式の選択に関する論点整理

26GHz帯の割当ての諸条件（イメージ）

全国枠と地域枠を1枠ずつ割当て

<割当候補>

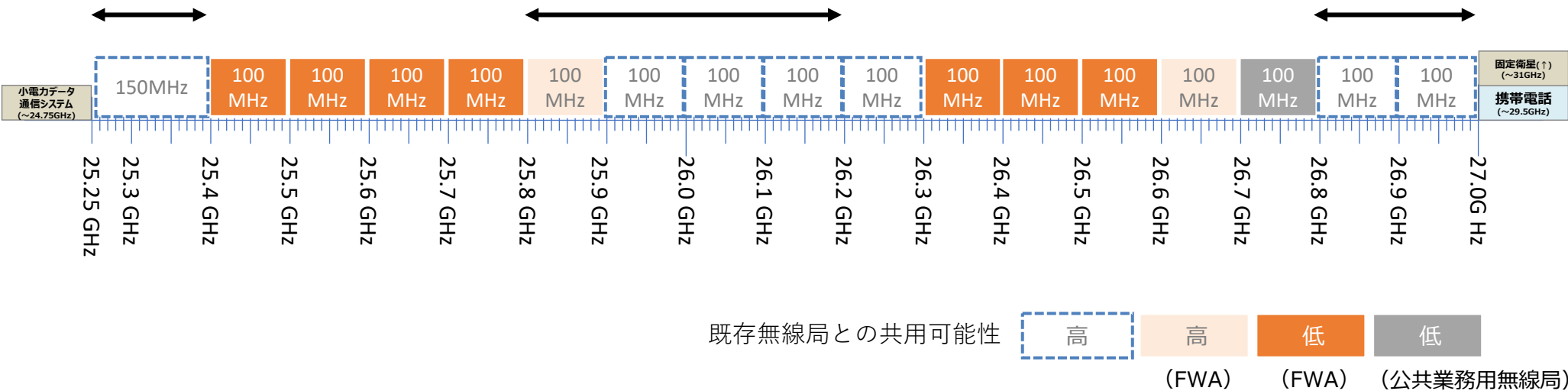
・周波数：25.25～25.4GHz帯（150MHz幅）

<割当候補>

・周波数：25.8～26.2GHz帯（400MHz幅）

<割当候補>

・周波数：26.8～27.0GHz帯（200MHz幅）



※資料1－1「価額競争の実施方法に関する検討作業班の設置について」(令和7年7月16日総務省移動通信課)P10より再掲

- 26GHz帯の価額競争（オークション）方式について、全国1枠、地域1枠を前提とした場合には、オークション方式をなるべくシンプルにする観点も踏まえ、同時競り上げオークション（SMRA方式）又は同時時計オークション（CA方式）（※いずれも一段階のもの）とすることが適当。

【26GHz帯の価額競争（オークション）方式の選択の考え方】 ※全国1枠、地域1枠とした場合

主要設計	考え方	採用の要否
①複数回の競り上げ	・ 周波数割当てまでの期間が著しく限られる等の <u>複数回の競り上げを行わない特段の事情はない</u> 。	採用
②同時開始・同時終了	・ それぞれの枠や地域について代替性があると認められる場合には、 <u>同時開始・同時終了とすることが適当</u> 。	採用
③パッケージ入札	・ それぞれの枠や地域にパッケージ入札が必要な強い補完性は見られないことから、 <u>パッケージ入札を採用する必要性は認められない</u> 。	採用しない
④二段階オークション	・ 枠数が限られることから、 <u>二段階オークションを採用する必要性は認められない</u> 。	採用しない
⑤競り上げ方式（指値方式/時計方式）	・ 指値方式/時計方式のいずれの採用も考えられる。	指値方式/ 時計方式



- 価額競争（オークション）の方式について、いずれも一段階の同時競り上げオークション（SMRA方式）又は同時時計オークション（CA方式）を採用することが適当。
- 競り上げ方式（指値方式/時計方式）や同時開始・同時終了とする範囲について、今後更に検討が必要。

□ 価額競争（オークション）について、できるだけシンプルで分かりやすいものとすることに留意しつつ、今後、下記の事項について、諸外国の動向等を踏まえつつ、更に検討を進めることが必要。

- ✓ 競り上げ方式（指値方式又は時計方式）
- ✓ 各ラウンドにおける競り上げ幅
- ✓ オークション中の暫定落札の撤回の可否及び制限並びにペナルティ
- ✓ 積極的な入札行動を促すための措置（活動ルール）※1
- ✓ 談合等の競争阻害的な行動を抑止するためのルール※2

※1 活動ルールとして、入札ポイント制 (eligibility points activity rule) の導入の可否等を検討する。

仮に入札ポイント制を設けることとなった場合には、「事前の保証金額によって、最初に入札可能な総ポイント数が決定される」(資料1－4「周波数オークションの設計」(佐野構成員) P25)ことから、入札ポイントあたりの保証金額単価の設定等の検討が必要となる。

※2 談合等を抑止するための対策として、例えば、資料1－4「周波数オークションの設計」(佐野構成員)p13では、入札中のコミュニケーションを防ぐ、情報開示の制限等の対策が挙げられている。

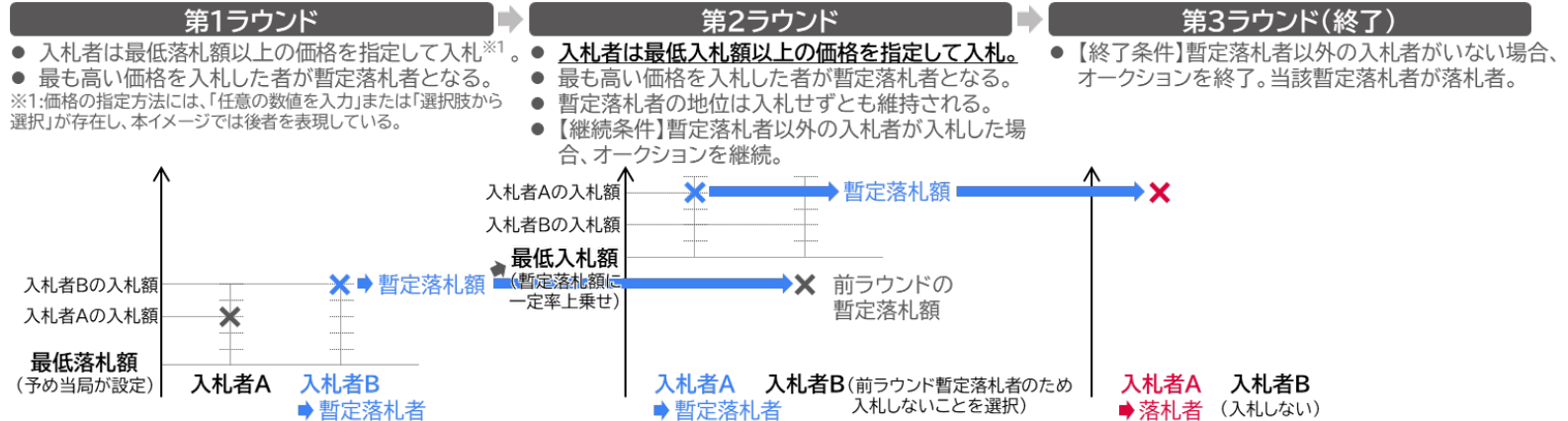
1. 競り上げ方式(指値方式/時計方式)

- 価額競争の競り上げ方式には、入札者が価額を指定して入札する「指値方式」、競り人が価額を提示し、入札者が需要量を入力する「時計方式」があり、諸外国では、いずれも採用されている。

SMRA方式とCA方式の競り上げイメージ (株式会社三菱総合研究所(資料2-3) P5より抜粋)

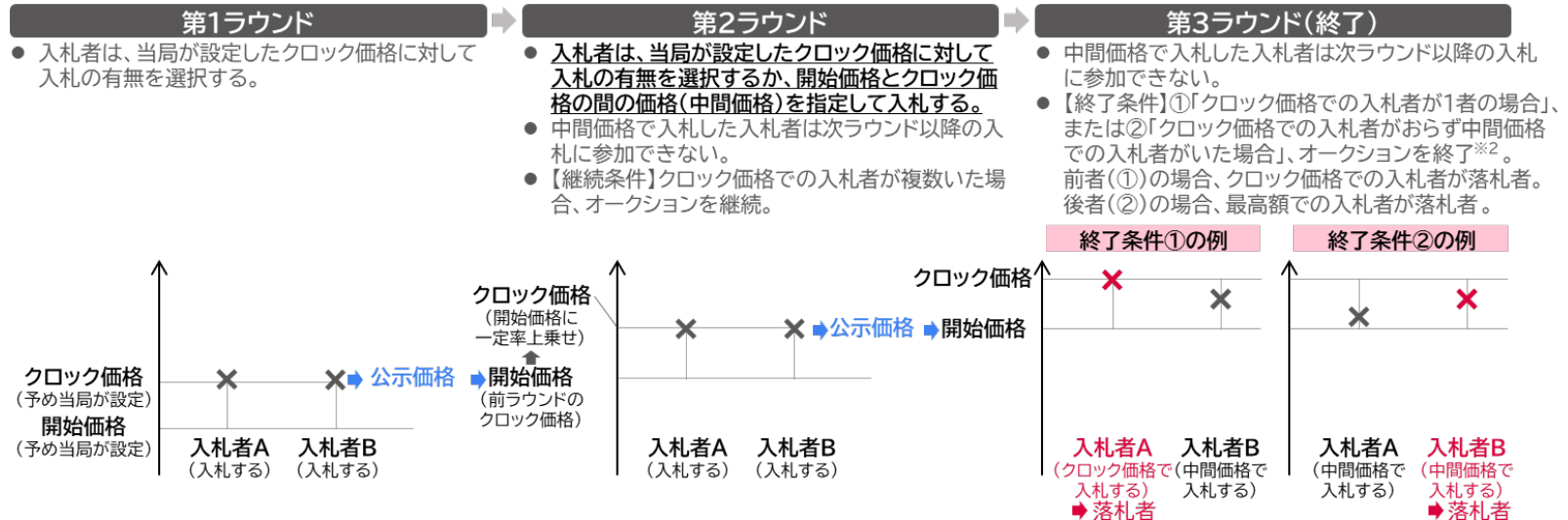
SMRA方式

1枠を想定



CA方式

1枠を想定

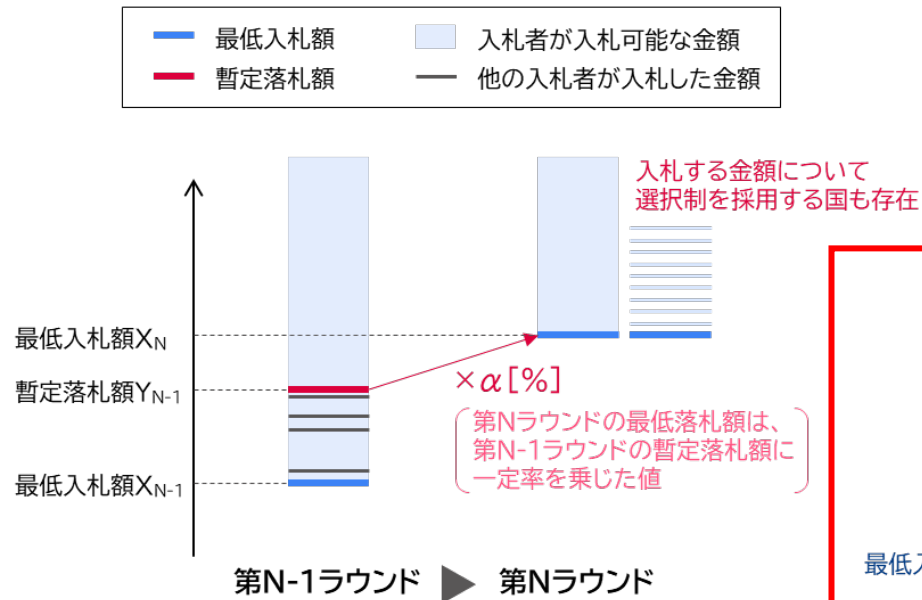


※2:一切の入札がない場合もオークションは終了する。その場合、前ラウンドにおいてクロック価格で入札した入札者から擬似乱数により落札者を決定する。

- 諸外国では、指値方式について、入札額の端数を用いた入札者間のコミュニケーションを防ぐため、入札者が入札する金額について、**選択制（クリックボックス入札）**を採用している例が多い。
- 選択制において、仮に、最も高い価額の入札が複数あった場合、米国では、**システムによる無作為抽出により落札者が決定**される。

各ラウンドにおける競り上げ幅 | サマリ (SMRA方式) (株式会社三菱総合研究所 (資料 2 - 3) P 6 より抜粋)

競り上げ幅のイメージ(SMRA方式)

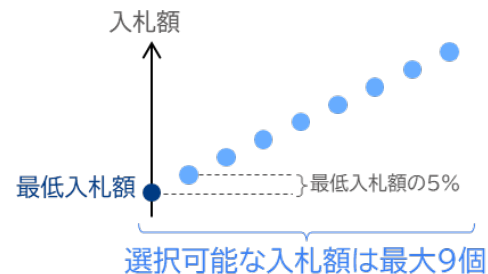


諸外国オークションにおける増分率の一覧(SMRA方式)

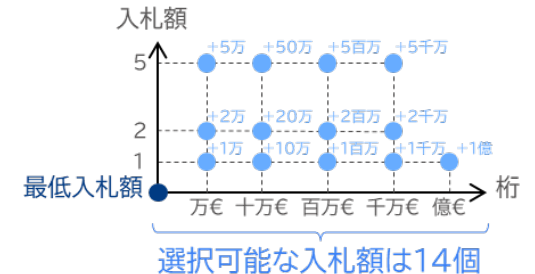
国	オークション名	増分率の範囲	増分率の決定方法
米	2019年・28 GHz帯	10-20%	計算式に基づき機械的に決定
英	2021年・700MHz/ 3.6-3.8GHz帯	2-20%	当局の裁量で任意に決定
独	2019年・2 GHz帯/ 3.6 GHz帯	2-10%	10%から開始し、当局の裁量で 2%または5%に引き下げ可能

諸外国オークションにおける選択制入札額

米・2019年・28 GHz帯
→ 5%刻みで等間隔に設定



独・2019年・2 GHz帯/3.6 GHz帯
→ 幅広い桁数で設定



- 時計方式では、**入札者は、当局が提示した価格（クロック価格）に対して入札の有無を判断**する。
- 入札者は、クロック価格で入札することができない場合、**入札者は、クロック価格を下回る額で入札**（exit bid。以下「退出入札」という。ラウンド内入札の一種。）**し、以降、新たな入札は行うことができない**。
- 仮に、**全ての入札者が、同時に退出入札した場合**には、退出入札の入札額の多寡により**落札者が決定**される。

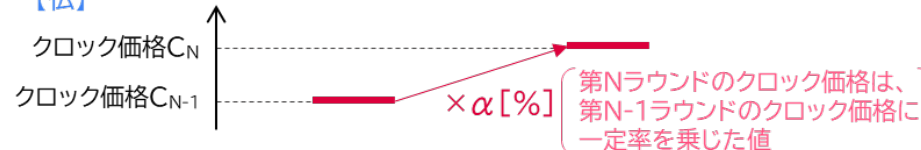
各ラウンドにおける競り上げ幅 | サマリ（CA方式）/SMRA方式とCA方式の競り上げイメージ

（株式会社三菱総合研究所（資料2-3）P5,7より抜粋）

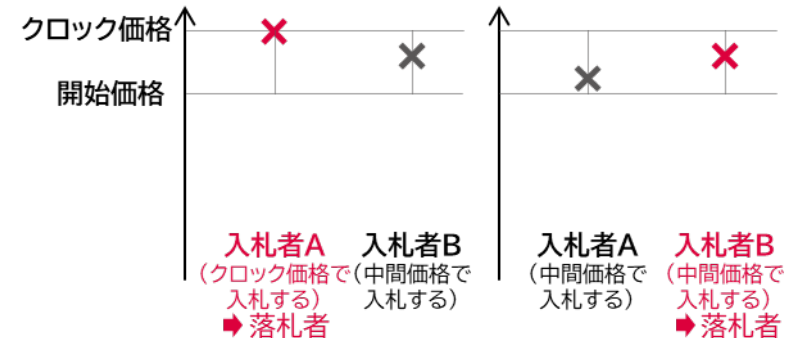
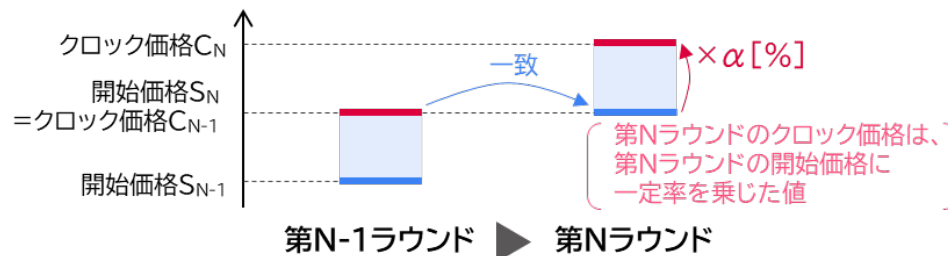
競り上げ幅のイメージ(CA方式)

— 開始価格 — クロック価格 ■ 入札者が入札可能な金額

【仏】



【米・英・豪・韓】 ※需要>供給かつ公示価格=クロック価格の場合



※赤枠は本資料において追記

1. 基本的な考え方

- 指値方式と時計方式について、諸外国ではいずれの方式も採用されている。
- また、いずれの方式も、入札を繰り返すことで相場観を形成し、適正な価額形成を促すことが可能であることから、周波数の適正な経済的価値を引き出す点では中立である。
- したがって、実際の運用やシステム調達等も想定しつつ、ケースバイケースで、入札者にとってよりシンプルかつ分かりやすい方式を選択することが適当である。

2. 今回の価額競争における競り上げ方式

- 指値方式とした場合、
 - ✓ 諸外国では、談合等を防止するため、選択制（クリックボックス入札）を導入する例が多い。
 - ✓ 一方、選択式の場合、最も高い価額を選択した者が複数になる可能性が高く、その場合、通常、諸外国では、システムによる無作為抽出により落札者が決定される。
 - ✓ システムによる落札者の決定については、透明性の確保に課題がある（なお、再入札等のシステム以外の方法を採用した場合、競り上げプロセスが煩雑になるおそれ。）。
- 時計方式とした場合、
 - ✓ 入札者は、原則として、当局が指定した価格に対して入札の有無のみを判断すればよく、比較的シンプル。
 - ✓ ラウンド内入札を導入することにより、指値方式と比べて、入札で落札者を一者に決定することが容易。
- 以上を踏まえ、我が国における今回の価額競争における競り上げ方式については、時計方式（ラウンド内入札あり）を採用することがより望ましいと考えられる。

3. 競り上げにおける同時開始・同時終了とする範囲

- 今回の価額競争は、全国枠1枠と地域枠1枠のいずれも26GHz帯が対象であり、全国枠と地域枠、地域枠の各地域の間に代替性が生じる可能性があることから、全ての枠と地域（全国枠と地域枠、地域枠の各地域）について同時開始・同時終了とする。

2. 各ラウンドにおける競り上げ幅

- 各ラウンドにおける競り上げ幅について、
 - ✓ 小さすぎる場合、競り上げ回数が多くなり、競り上げ期間が長期化する
 - ✓ 大きすぎる場合、入札者の入札価額の選択肢が狭められ、適正な価格付けができないことから、これらのバランスを考慮する必要がある。
- ラウンド内入札を導入し、競り上げ幅にかかわらず、入札者の入札価額の選択肢を確保する方法もある。

その他の設計変数（周波数オークションの設計（資料１－４） P12より抜粋）

- 競り上げ幅
 - 小さすぎると時間がかかりすぎる
 - 大きすぎると適切な価格づけができない
 - ラウンド内入札（Intra-round bid）を使う方法もある

- 諸外国では、各ラウンドの競り上げ幅について、当局の裁量により設定している事例が多いものの、競り上げ幅を事前に決めている国においては、**おおむね20%以内に設定されている例が多い**。
- フランスにおいては、競り上げ幅について、相対値（%）ではなく、**絶対値（金額）で設定**している。

各ラウンドにおける競り上げ幅 | 諸外国動向（株式会社三菱総合研究所（資料2－3）P7より抜粋）

国	オークション名	形式	概要	概要
米	2022年・3.45 GHz帯オークション	CA (2段階)	クロック価格の価格増分率：5%-20% 価格増分幅の上限あり	- クロック価格は開始価格に特定の価格増分率を上乗せして計算する。 - 最初の価格増分率は10%に設定し、ラウンドの継続に伴い、5%から20%の範囲内で管理者の裁量において調整する。
	2019年・28 GHz帯オークション	SMRA (1段階)	最低入札額の増分率：10%-20% 価格増分幅の上限あり	- 予め開示された計算式に基づき、前ラウンドの暫定落札額から10%-20%引き上げられる。 - 入札者は、最低入札額を含む最大9つの選択肢から入札額を選択する。
英	2025年・26 GHz/40 GHz 帯オークション	CA (2段階)	クロック価格の価格増分率：5%刻みで決定 価格増分幅の上限あり	ラウンド間のクロック価格の価格増分率は5%の倍数で管理者が定める。
	2021年・700MHz/ 3.6-3.8GHz帯オークション	SMRA (2段階)	最低入札額の価格増分率：2-20% 価格増分幅の上限あり	前ラウンドの暫定落札額から次ラウンドの最低入札額への価格増分率は2%以上20%以下の範囲で管理者が定める。
仏	2020年・3.4-3.8 GHz帯 オークション	比較審査 + CA (2段階)	クロック価格の価格増分幅： 100万-2000万ユーロ	ラウンド間のクロック価格の価格増分幅は100 万ユーロから 2000 万 ユーロの間で管理者の裁量により設定する。（最低入札額は7000万ユーロ）
独	2019年・2 GHz帯/ 3.6 GHz帯オークション	SMRA (2段階)	最低入札額の価格増分率：10%	- 前ラウンドの暫定落札額から次ラウンドの最低入札額への価格増分率は、最初は10%に設定する。ラウンドの継続に伴い、管理者の裁量により5%または2%に引き下げることが出来る。 - 入札者は、最低入札額を含む14個の選択肢から入札額を選択する。
豪	2023年・3.4 GHz/3.7 GHz帯 オークション	CA (2段階)	クロック価格の価格増分率：当局が指定	クロック価格は、前ラウンドのクロック価格（第1ラウンドであれば開始価格）に管理者が指定する価格増分率を上乗せした値を用いる。
	2021年・26 GHz帯オークション	ESMRA (2段階)	クロック価格の価格増分率：当局が指定	
	2017年・Unsold700MHz帯オーク ション	CA (1段階)	クロック価格の価格増分率：当局が指定	
韓	2018年・3.5 GHz/28 GHz帯オー クション	CA (2段階)	クロック価格の価格増分率：1%以内	- 開始価格は前ラウンドのクロック価格とし、クロック価格は現ラウンドの開始価格に価格増分率を上乗せした価格とする。 - 価格増分率はラウンドごとに1%以内の値として管理者が定める。

1. 基本的な考え方

- 競り上げ時の競り上げ幅について、
 - ✓ 小さすぎる場合、競り上げ回数が多くなり、競り上げ期間が長期化する
 - ✓ 大きすぎる場合、入札者の入札価額の選択肢が狭められ、適切な価格付けができない
- ことから、これらのバランスを考慮しながら設定する必要がある。

2. 今回の価額競争における競り上げ方式

- 諸外国では、当局の裁量や算式に基づきラウンドごと競り上げ幅を変動させる事例も存在するが、我が国の今回の価額競争においては、入札者にとってシンプルかつ分かりやすいものとするため、ラウンドごとに同額を上乗せする形で競り上げていくこととする。
- また、ラウンドごとの競り上げ額については、諸外国の動向（おおむね20%程度以内）も踏まえ、枠や地域ごとに設定される最低落札価額の20%以内の額とした上で、競り上げ回数が過度に増加し、競り上げ期間が長期化することを防止する観点から、具体的に検討を進めることとする。
- 併せて、ラウンド内入札を導入することにより、適正な価額形成を確保することとする（p10参照）。

3. 競り上げ中の暫定落札の撤回

- 諸外国では、競り上げ中における暫定落札の撤回（CA方式にあっては需要量の削減）について、可能とする事例、禁止とする事例のいずれも存在する。
- 撤回を可能とした国（米・独）では、その理由として、連続した周波数の獲得や複数枠間での切替を挙げている。そのうち、米国では、撤回の回数を2回のラウンドまでとする制限を設けるとともに、米国・独国では、撤回した暫定落札額と最終的な落札額との差額を撤回者が「撤回金」として支払う制度を導入している。
- 撤回を禁止した国（英国）では、その理由として、価格誘導行為や周波数の売れ残りの助長、オークション設計の複雑さの増大を挙げている。

オークション中の落札の撤回等の可否及び制限並びにペナルティ | サマリ

（株式会社三菱総合研究所（資料2－3）P9より抜粋）

落札撤回のイメージ（SMRA方式、一位価格方式の場合）

入札者A	入札額	100	
入札者B		140	→ 暫定落札
入札者C		120	

入札者Bが撤回した場合

入札者A	入札額	100	
入札者B		撤回	→ 撤回金支払の可能性
入札者C		120	→ 暫定落札に繰上げ

そのままオークションが終了した場合

入札者A	支払額	支払いなし
入札者B		撤回金20 (= 撤回時の入札額140 - 落札額120)を支払う
入札者C		落札額120を支払う

諸外国オークションにおける落札の撤回等

SMRA方式	撤回可能	【制限並びにペナルティ】 ✓ 撤回した暫定落札額と最終的な落札額との差額を「撤回金」として支払う制度を導入。 ✓ 米国では撤回の回数を制限。 【設定の経緯】 ✓ 連続したロットの獲得や代替戦略を実現。(米) ✓ 複数ロット間の入札の柔軟な切り替えを可能とし、連続した帯域を獲得しやすくする。(独) (該当する諸外国オークションの例) - 米・2019年・28 GHz帯 - 独・2019年・2 GHz帯/3.6 GHz帯
	撤回禁止	【設定の経緯】 ✓ 価格誘導行為や周波数の売れ残りの助長、オークション設計の複雑さ増大。(英) (該当する諸外国オークションの例) - 英・2021年・700MHz/3.6-3.8GHz帯
CA方式	需要量の減少	【制限並びにペナルティ】 ✓ ロットの総需要量が過剰である場合のみ需要量の減少が認められる。(米・英・豪・韓) (該当する諸外国オークションの例) - 米・2022年・3.45 GHz帯 - 豪・2023年・3.4 GHz/3.7 GHz帯 - 豪・2021年・26 GHz帯

- 暫定落札の撤回は、補完性がある枠や地域の一部を断片的に落札するリスクを防止するために必要※。

※パッケージ入札を採用することにより、当該リスクを防止する事例もある。

- 他方、暫定落札の撤回は、回数制限等の制約を設けないと濫用されるおそれがある。

その他の設計変数（周波数オークションの設計（資料1－4） P12より抜粋）

※赤枠は本資料において追記

- 開示する入札情報
 - 競り上げで価格発見機能が働くためには、各ラウンドでの入札情報を積極的に開示することが必要
 - 開示情報が多すぎると、それを利用した暗黙の談合（非競争的入札）を誘発しやすい
- 入札取り消し
 - 取り消した入札額とその枠の最終落札額の差額を罰金として支払う
 - パッケージ入札無し+補完財の場合のリスク回避として必要
 - 回数制限など何らかの制約がないと、濫用される（暗黙の談合の誘発など）
- 競り上げ幅
 - 小さすぎると時間がかかりすぎる
 - 大きすぎると適切な価格づけができない
 - ラウンド内入札（Intra-round bid）を使う方法もある
- 最低落札価格
 - =売り手が考える枠の価値に設定するべき
 - パッケージ入札有りの場合は、「パッケージの最低落札価格」に対する考え方を決める必要あり（バリエーション有）
 - 二位価格方式の場合、競り上げ価格 > 落札価格 = 最低落札価格になることは稀ではない

1. 基本的な考え方

- 競り上げ中の暫定落札の撤回は、入札者が周波数や地域の一部を断片的に落札するリスクを防止するため、可能とすることが考えられる。
- 一方、暫定落札の撤回には、価格誘導行為や周波数の売れ残りの助長、オークション設計の複雑化等のデメリットも想定されることから、暫定落札の撤回を認める範囲や回数は必要最小限とすることが適当である※。

※なお、諸外国(米・独)では、撤回した入札額とその枠の最終的な落札額との差額を罰金として支払う「撤回金」を導入しているが、我が国では、電波法上、諸外国が導入しているような罰金としての性質を持つ「撤回金」については想定されていない。

2. 今回の価額競争における暫定落札の撤回

- 今回の26GHz帯に関する価額競争は、全国枠 1 枠、地域枠 1 枠で割当てを行う。
- この場合、特に地域枠については、隣接する地域等について断片的な落札が生じることも想定される。
- したがって、地域枠のみ暫定落札の撤回を認め、全国枠については暫定落札の撤回を認めないこととする。
- その上で、地域枠については、濫用を防止するため、撤回については必要最小限の回数とする。
- なお、暫定落札の撤回は、入札者が断片的な周波数や地域を落札するリスクを回避するために導入するものであり、価格誘導行為等の当該制度の濫用は認められないことから、仮にそのような本来の目的を逸脱するような行為が行われた場合には、厳正に対処することが必要である。

4. 積極的な入札行動を促すための措置(活動ルール)

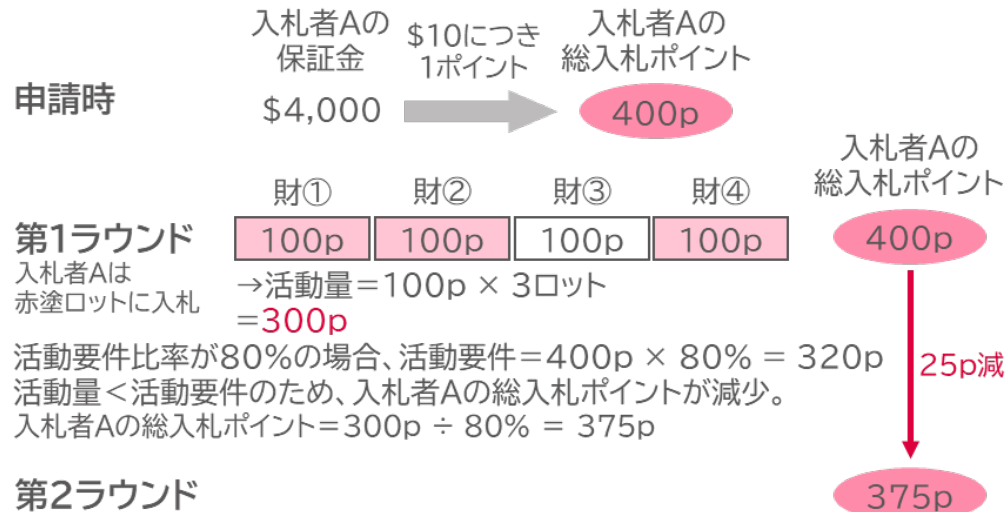
- 諸外国では、いずれのオークションでも、**積極的な入札行動を促すための措置(活動ルール)**が導入されている。
- 競り上げ時の活動ルールについて、諸外国では、次の2つが主に採用されている。
 - ① **活動量が一定の水準を下回った場合に入札に必要な手持ちのポイントが減少する「入札ポイント制」**
 - ② **入札数について維持又は減少のみが認められる「増加入札の禁止」**

積極的な入札行動を促すための措置(活動ルール) | サマリ (株式会社三菱総合研究所(資料2-3) Pより11抜粋)

入札ポイント制のイメージ(米・2019年・28GHzを例に)

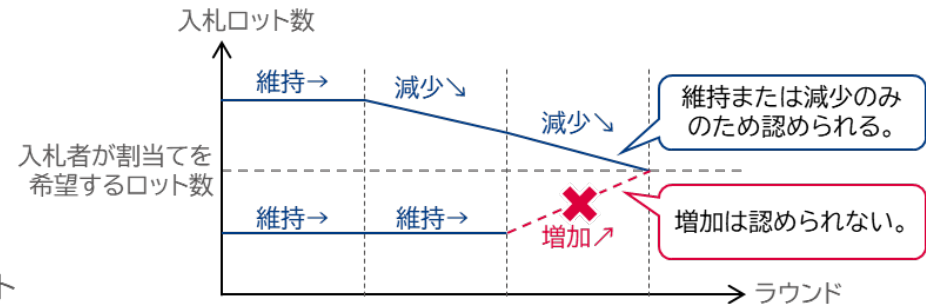
- ✓ 各入札者には保証金額や申告に基づき入札ポイントを付与。
- ✓ 各財には入札ポイントが設定されており、入札者は自身が保有する入札ポイントを超えない範囲で財に入札可能。
- ✓ 入札者が入札した財の入札ポイントの合計が一定の値(活動要件)を超えない場合、入札者は入札ポイントの一部失う。

※「p」は入札ポイントを表す単位とする。



増加入札の禁止のイメージ

- ✓ 入札ロット数を増加させることを認めないルール。
- ✓ 入札者は割当を希望するロット数またはそれを超える入札を行うよう動機づけられる。



1. 基本的な考え方

- 積極的な入札行動を促すための措置（活動ルール）は、諸外国で共通して見られる設計であり、我が国の価額競争においても採用することが適当である。
- 競り上げ時の諸外国の活動ルールは、入札ポイント制と増加入札の禁止の2つに大別されるが、次のとおり、それぞれメリット・デメリットがあることから、枠数等の諸条件、オークション設計等を踏まえつつ、ケースバイケースで適切なルールを採用することが適当である。
 - ✓ 入札ポイント制は、きめ細かいルール設定が可能である一方で、ルールが複雑となる傾向。
 - ✓ 増加入札の禁止は、ルールがシンプルである一方で、細かいルール設定ができないことから、望ましくない入札行動が行われるおそれ（2で後述）がある。

2. 今回の価額競争における活動ルール

- 26GHz帯の価額競争は、我が国で初めての価額競争であるとともに、地域の中小事業者を含む多様な者の参加が想定されることから、活動ルールは、できる限りシンプルで直感的に理解しやすいものとすることが望ましい。
- なお、地域枠については、大小異なる地域を同時に競り上げることから、「増加入札の禁止」を単純に採用した場合、当初、小規模な地域に（大規模な地域と比較して安価な保証金を支払った上で）入札をして様子見し、後から大規模な地域に入札する可能性などが想定される。
- したがって、地域枠については「入札ポイント制」を採用することとし、「入札ポイント制」のルール設定については、できる限りシンプルで直感的に理解しやすいものとする。
- 一方、全国枠については、「増加入札の禁止」「入札ポイント制」いずれの方法も考えられるが、全国枠と地域枠の代替性や、望ましくない入札行動の抑止等の観点から継続して検討することとする。
- これらの活動ルールの概要は、次項のとおり。

【増加入札の禁止】

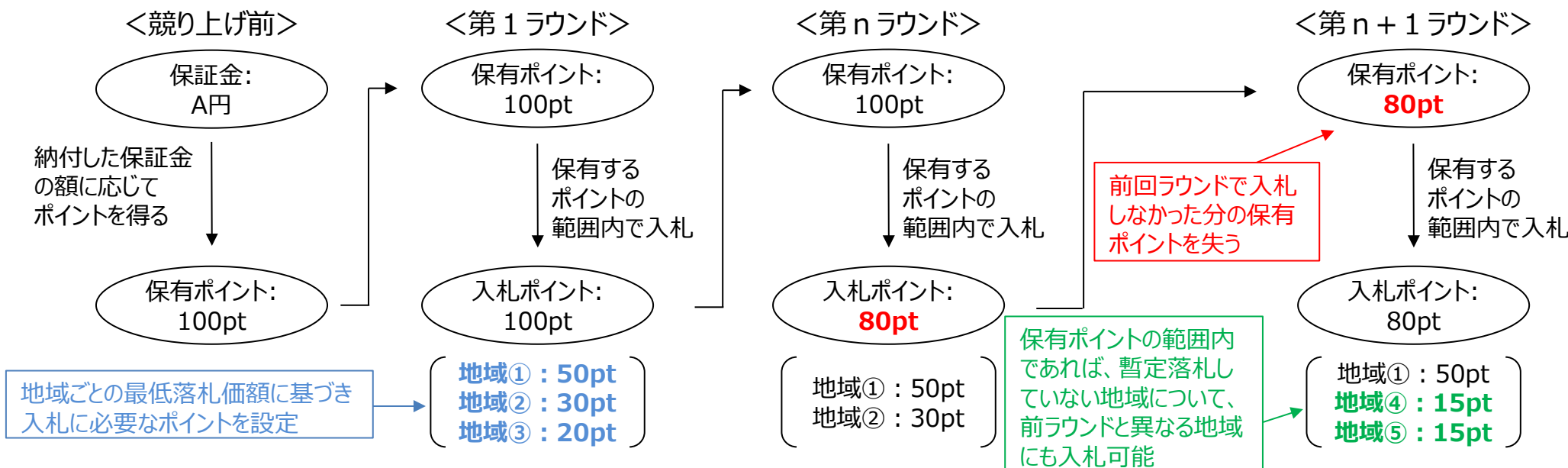
- 第 n ラウンドで入札できる者は、第 $n - 1$ ラウンドで入札（または暫定落札を維持）した者に限る。

【入札ポイント制】

- 入札者は、事前に納付した保証金の額に応じて、競り上げ前にポイント※が与えられる。
- 地域ごとに入札に必要なポイントが設定されており、入札者は、各ラウンドにおいて、自らが保有するポイントを超えない範囲で入札する。
- 入札者は、各ラウンドにおいて入札（または暫定落札を維持）しなかった分のポイントは、これを失う。

※地域ごとの最低落札価額に基づき設定する。

【入札ポイント制のイメージ】 ※ポイント数、ラウンド数等は例



5. 談合等の競争阻害的な行動を抑止するためのルール

- オークション期間中に開示する入札情報について、
 - ✓ 競り上げで価格発見機能が働くためには、各ラウンドでの入札情報を積極的に開示することが望ましい
 - ✓ 一方で、開示情報が多すぎると、それを利用した暗黙の談合を誘発しやすい
- 時計方式においては、個別の入札者の入札数は開示せず、入札の総数のみを開示することが考えられる。

その他の設計変数/暗黙の談合抑止策（周波数オークションの設計（資料1－4） P12,13より抜粋）

- 開示する入札情報
 - 競り上げで価格発見機能が働くためには、各ラウンドでの入札情報を積極的に開示することが必要
 - 開示情報が多すぎると、それを利用した暗黙の談合（非競争的入札）を誘発しやすい
- 一般論として、複数財オークションは談合しやすい
 - 事前に各自の取り分を話し合っておき、オークションではそれ以上入札しない
 - 誰かが裏切った場合、入札を継続することで直ちに報復できるので、誰も裏切らない
- 談合抑止策1：入札中のコミュニケーションを防ぐ
 - 時計方式を採用する
 - 指値方式の場合、入札額の端数で暗号を送らないよう選択式（クリックボックス入札）にする
 - 入札取り消しに回数制限
- 談合抑止策2：情報開示の制限
 - 出来るだけ個別の入札者情報を非公開にする
 - 時計方式：個別入札者の需要ではなく総需要のみを開示する
 - 指値方式：誰の入札かは非公開にする

- 諸外国では、談合等の競争阻害的な行動を抑止するため、
- ✓ オークション参加者に対し、①複数事業者による共同入札の禁止、②入札者間の情報交換の禁止、③談合行為（事前の取り決め等）の禁止 等のルールを課すとともに、
 - ✓ 暗黙の談合抑止策として、当局側がオークション期間中に開示する情報を限定する 等の措置を講じている。

談合等の競争阻害的な行動を抑止するためのルール | サマリ （株式会社三菱総合研究所（資料2-3） P13より抜粋）

談合等の競争阻害的な行動を抑止するために入札者に課すルール

入札者の体制

- 入札申請者およびその支配下にある者との間での共同入札や入札戦略に関する取り決めの禁止【米英仏豪】

入札者による情報の取扱い

- 入札者間での入札額、入札戦略等に関する情報共有の禁止【米英仏】
- 機密情報の不正な開示や取得【英豪】

談合全般

- 談合（オークションの進行や結果に影響を与える行為）の禁止【英仏独韓】

暗黙の談合（非競争的入札）の抑止

左記のルールを担保するための措置

入札者の体制

- 入札に関する合意、資本関係、共同事業等の関係者を特定し、当局に事前に提出【米豪】
- 支配関係にある入札者を一つの申請に統一するよう勧告【仏】

入札者による情報の取扱い

- 違反を認識した場合の通報義務【米豪】

談合全般

- 機密保持契約書や談合等の不正行為防止に関する誓約書を提出【豪韓】

オークション結果に関する開示情報の制限

- 入札者の特定に繋がる情報の非開示【米】

左記のルールに違反した場合の制裁

金銭による制裁

- 保証金等の没収【米英独豪韓】

割当による制裁

- オークションからの排除、オークション結果の無効化【米英仏独豪韓】
- 将来的なオークションへの参加禁止【米韓】

- 我が国の特定基地局の開設計画制度においては、①共同申請の禁止、②関係事業者等の情報提出、③事前協議等の禁止 といった措置を講じている。

【特定基地局の開設計針における主な規定】 ※4.9GHz帯の特定基地局の開設計針に基づき作成

①共同申請の禁止	✓ 地域ごとに連携する複数の者については、申請を一本化 ✓ 次に掲げる関係法人等については、いずれか1者のみ申請可能 ・ 子法人や親法人、親法人の子法人等 ・ 一定以上の資本関係があり、筆頭株主である又はローミング等で密接な事業関係を有している ・ 同一の役員が代表権を有している ・ 役員の兼任比率が一定以上
②関係事業者等の情報提出	✓ 申請者の議決権を保有する法人又は団体の名称とその保有割合の提出 ✓ 関係法人等の有無及び名称等の提出 ✓ 法人等の役員が他の法人等の役員を兼任している場合にあっては、兼任先の法人名等の提出
③事前協議等の禁止	✓ 終了促進措置に関し、事前に対象免許人等と費用の負担に関する協議、調整等を行ってはならない

1. 基本的な考え方

- 諸外国の動向及び我が国におけるこれまでの周波数割当ての例を踏まえ、談合等の競争阻害的な行動を抑止するため、①共同入札の禁止、②入札者間の情報交換・取り決めの禁止、③競り上げ期間中の適正な情報開示の3点を確保することが適当である。

2. 共同入札の禁止

- 全国枠については、全国携帯電話・BWA事業者が参入可能であることから、
 - ✓ 地域ごとに連携する複数の事業者については、申請を一本化
 - ✓ 親法人・子法人その他密接な関係を有する事業者については、いずれか1の者のみ申請が可能
 とすることにより、共同入札を禁止することとする。
- また、共同入札の禁止を担保するための措置として、全国枠への参加者について、
 - ✓ 価額競争への参加申請にあたり、資本関係、役員の兼任先、関係法人等の情報の提出を求めることとする。
- 地域枠については、多様な事業者による参入を確保する観点から、ローカル5Gのケースを参考に、上記のような規制は可能な限り設けない一方で、全国携帯電話・BWA事業者の関連事業者が、地域枠の周波数を全国携帯電話・BWA事業者が提供するサービスの補完として利用することを制限するなど、地域枠を設ける趣旨（新規事業者・地域事業者の参入促進）を確実に確保するための措置を講じることとする。

3. 入札者間の情報交換・取り決めの禁止

- 入札者間の情報交換・取り決めの禁止を担保するための措置として、価額競争の参加申請者に対し、
 - ✓ 当該行為を行っておらず、以後も行わない旨の誓約書の提出
 - ✓ 当該行為を行った/持ちかけられた場合の総務省への通報義務
 を課すこととする。
- また、それらのルールへの違反が発覚した場合には、価額競争からの排除や価額競争の結果の取消、将来の割当てからの排除、保証金の不返還等の制裁措置を講じることとする※。

※ 措置偽計又は威力を用いて価額競争の公正を害すべき行為をしたとき、公正な価額を害し又は不正な利益を得る目的で談合をしたときは、上記の制裁措置に加えて、電波法第109条の5の規定に基づく罰則が適用される。

4. 価額競争中の情報開示の在り方

- 競り上げ期間中の情報開示の在り方については、次の2点に留意する必要がある。
 - ✓ 競り上げでの適正な価額形成を促す観点からは、各ラウンドでの入札情報を積極的に開示することが望ましい
 - ✓ 一方、開示情報が多すぎる場合、それを利用した暗黙の談合を誘発するおそれがある。
 - 以上を踏まえ、個別の入札者の特定につながる情報（名称や個々の入札先等）については、談合等の競争阻害的な行動を誘発するおそれがあることから、原則として競り上げが終了するまで非開示とすることとする※。
- ※例外として、意図しない共同入札を未然に防止するため、価額競争の参加申請者に対し、必要最小限度の開示を行うことは考えられる。
- 一方、各ラウンドにおける枠や地域ごとの入札数等の入札情報については、競り上げにおける適正な価格形成に資する情報であることから、それぞれのラウンドの終了ごとに参加者に対して開示することとする。